株主各位

東京都杉並区和泉一丁目22番19号 サイバーステップ株式会社 代表取締役社長 佐 藤 類

第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年8月28日(月曜日)午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- **1. 日 時** 平成29年8月29日(火曜日)午前10時
- **2.** 場所東京都新宿区新宿三丁目32番10号 T&Tビル4F(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
- 3. 目的事項

報告事項

- 1. 第17期 (平成28年6月1日から平成29年5月31日まで) 事業報告、連結計算 書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第17期(平成28年6月1日から平成29年5月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役1名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレスhttp://corp.cyberstep.com/)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事 業 報 告

(平成28年6月1日から) 平成29年5月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、英国のEU離脱問題、米国新政権の政策動向、新興国経済の減速、資源価格や為替の変動などにより先行き不透明感はあるものの、政府や日銀による各種政策を背景に企業収益や雇用情勢などに改善がみられ、緩やかな回復基調となりました。

わが国のオンラインゲーム・ソーシャルゲーム市場においては、引き続きユーザー数は伸びているものの、提供タイトルが増加しており、ユーザーの獲得競争が続いております。また、ソーシャルネットワークサービスやWebブラウザゲームなどが幅広い層へと広がっており、事業環境の変化が続いております。

このような環境のもと、当社グループは国際競争力のあるオンラインゲーム・ソーシャルゲームの開発を続け、既に実施している施策を含む効果的かつ実行可能な対応策を講じ、実行するとともに、「オンラインクレーンゲームトレバ」を着実に運営しながら事業拡大を図ったことで、売上高は海外・国内共に増加し、業績を大きく回復することとなりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は3,093百万円となり、前連結会計年度に比べ、76.2%の増収となりました。

利益面につきましては、営業利益372百万円(前年同期は営業損失289百万円)、経常利益365百万円(前年同期は経常損失401百万円)、税金等調整前当期純利益330百万円(前年同期は税金等調整前当期純損失822百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益285百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失827百万円)となりました。

なお、当社グループの事業はオンラインゲーム・ソーシャルゲーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報ごとの記載をしておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は86百万円であり、 その主なものは、当社の提供する「オンラインクレーンゲーム トレバ」等に係る工具器具備品 80百万円であります。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

I	X	分	第 1 4 期 (平成26年5月期)	第 1 5 期 (平成27年5月期)	第 1 6 期 (平成28年5月期)	第 1 7 期 (当連結会計年度) (平成29年5月期)
売	上	高(千円)	1,393,812	1,464,128	1,755,545	3,093,093
親会社純利益	株主に帰属す 又は当期純損	る当期 (千円) 失(△)	△6,020	△439,291	△827,558	285,038
1 株当 1 株当	たり当期純利 たり当期純損]益又は]失(△)	△2円80銭	△163円79銭	△175円79銭	59円80銭
総	資	産(千円)	1,371,657	2,120,017	1,295,769	1,717,949
純	資	産(千円)	901,442	1,603,185	897,616	1,282,271
1 株 🗎	当たり純賞	資産額	365円36銭	362円89銭	183円18銭	246円55銭

② 当社の財産及び損益の状況

[$\vec{\mathbf{x}}$	分	第 1 4 期 (平成26年5月期)	第 1 5 期 (平成27年5月期)	第 1 6 期 (平成28年5月期)	第 17 期 (当事業年度) (平成29年5月期)
売	上	高(千円)	844,757	802,805	1,287,657	2,590,159
当 期	純利益純損失	又は(千円)	65,653	△411,952	△835,840	131,742
1 株当 2 1 株当 2	たり当期純和 たり当期純損	川益又は 員失(△)	30円56銭	△153円59銭	△177円55銭	27円64銭
総	資	産(千円)	1,346,502	2,074,722	1,271,566	1,524,054
純	資	産(千円)	900,647	1,614,804	900,072	1,128,728
1 株 🗎	当たり純貧	資産額	365円02銭	365円56銭	183円70銭	214円99銭

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	主要な事業内容
CyberStep Communications, Inc.	510千US\$	100.0%	オンラインゲームの運営及び業務 代行
CyberStep Entertainment, Inc.	50,000千WON	100.0%	オンラインゲームの運営及び業務 代行
CyberStep Games B.V.	18千EUR	100.0%	オンラインゲームの運営及び業務 代行
CyberStep HongKong Limited	386千HKD	100.0%	オンラインゲームの運営及び業務 代行
CyberStep Brasil, Ltda.	100千BRL	100.0% (0.2%)	オンラインゲームの運営及び業務 代行
CyberStep Philippines Inc.	1,694千PHP	100.0%	オンラインゲームの運営及び業務 代行
PT. CyberStep Jakarta Games	3,517百万IDR	100.0% (10.0%)	オンラインゲームの運営及び業務 代行

(注) 議決権の所有割合の() 内は、間接所有割合の内数であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、まだ小規模であり多額の開発コストを必要とする種類のゲームを開発することは得策でないと考えております。また、大規模投資を要さないゲーム開発において他社と競合するジャンルで当社グループが新たな人気ゲームタイトルを確立することは難しいと考えております。そこで当社グループは、当社グループの得意技術を活用して手がけてきた3Dオンラインアクションゲームに加え、斬新な発想力と独自の開発力を活かし、新たなジャンルでのゲームを提案してまいります。

このような状況下、当社グループはグローバル規模で変化を続けるオンラインゲーム・ソーシャルゲーム業界の経営環境に適応していくため、対処すべき課題を以下のように定め、取り組んでいく所存です。

① 『ゲットアンプド』(米国での名称『Splash Fighters』、以下『ゲットアンプド』に含むものとする)、『鋼鉄戦記C21』『ゲットアンプド2』『コズミックブレイク』『鬼斬』『コズミックブレイク2』『コズミックブレイク ソラの戦団』運営によるユーザーサービス及び認知度の維持・拡大

当社グループは以前より、『ゲットアンプド』『鋼鉄戦記C21』をユーザーにとって常に 新鮮味のある魅力的なゲームにするために、新しいアイテム提供や機能の改善/追加等、ユーザーの興味を魅きつける努力を常に行ってまいりましたが、今後も各国でのユーザーサービスを 継続していくとともに、『ゲットアンプド』『鋼鉄戦記C21』『ゲットアンプド2』『コズミックブレイク』『鬼斬』『コズミックブレイク2』『コズミックブレイク ソラの戦団』を 通じ当社グループの認知度の維持・拡大を行っていくことが重要課題であると考えております。

② 新規タイトルの開発体制の増強及び収益拡大

一般的に、ゲームタイトルは開発したもの全てが十分な収益をあげられるとは限らず、今後はオンラインゲーム・ソーシャルゲーム市場の更なる発展とともに、競合となるゲームタイトルがさらに増加し、同時にゲームタイトルの入れ替えサイクルも早くなることが予想されます。当社グループとしては、事業の安定化を図るためには、常に新しいゲームタイトルの開発を、複数同時並行で行えるような体制を構築することが必要です。これにより、新しいゲームタイトルのリリースに要する期間が短縮され、収益の安定化につながるものと考えております。

③ 自社でのオンラインゲーム・ソーシャルゲームサービス提供

当社グループはオンラインゲーム・ソーシャルゲームの開発に主眼を置いて事業を展開してまいりましたが、開発完了からサービス開始までの期間をより短くし、かつ、ユーザーの声を直接聞いて、ゲームタイトルの改善、新規タイトル開発へすばやく反映させるためには、自社でゲーム運営を行うことは非常に大きいメリットがあると考えております。

日本及びアジア・欧米地域におけるオンラインゲーム・ソーシャルゲームの一般的な認知度はまだ十分に発展の余地があると考えておりますが、当社グループは、今後も日本をはじめ海外各国においてオンラインゲーム・ソーシャルゲーム市場の拡大は可能であり、徐々にユーザーの数が増えていくものと予測しております。この潜在顧客をいかに確保するかが日本及びアジア・欧米地域における自社運営サービスの課題であります。当社グループではライセンス契約を締結したアジア各国の運営会社へのサポート経験をベースに、自社でのオンラインゲーム・ソーシャルゲームサービス提供を通じてユーザーのニーズを的確に把握し、ゲーム開発やユーザーサポートにタイムリーに反映し、当社グループのファンとなっていただけるユーザーの獲得に努め、今後の事業展開に活かしていく所存であります。

④ 人的資源の確保

当社グループが今後継続的に成長していくためには、ゲーム開発プランナー、プログラマー、デザイナー、ネットワーク技術者、ゲームマスター、マーケティング担当者及び拡大する組織に対応するための管理者等の優秀な人材を確保していくことが非常に重要であります。また日本ではオンラインゲーム・ソーシャルゲーム市場がまだ成長期であるため、オンラインゲーム・ソーシャルゲームビジネスに関与した経験のある人材の絶対数が限られており、これらの人材をいかに教育していくかも非常に重要であると認識しております。

(**5**) **主要な事業内容**(平成29年5月31日現在)

<ライセンス供与>

製品化したゲームの版権に関し、韓国、中国、タイ、インドネシア、シンガポール、マレーシア、フィリピン、ベトナムなど各国のオンラインゲーム・ソーシャルゲーム運営会社とライセンス契約を締結し、その運営権を与えております。この契約に基づき、当社は運営会社から契約締結時に発生する契約金(ライセンス料)を徴収し、ゲームサービス提供開始後は、運営会社がユーザーより徴収するサービスの利用料、すなわちオンラインゲーム・ソーシャルゲーム上でアイテムの使用権を購入したことにより課金される料金に連動して、その一定率をロイヤリティーとして徴収しております。

<自社運営サービス>

ゲーム運営会社を介さずに当社グループが自社でオンラインゲーム・ソーシャルゲームサービスを提供するサーバー群を用意し、自社でマーケティング活動を行って直接ユーザーにオンラインゲーム・ソーシャルゲームサービスを提供しております。

- 6 **-**

(6) **主要な事業所**(平成29年5月31日現在)

事 業 所	所 在	地
当社	本社:東京都杉並区	
CyberStep Communications, Inc.	本社:米国カリフォルニア州	
CyberStep Entertainment, Inc.	本社:韓国ソウル市	
CyberStep Games B.V.	本社:オランダアムステルダム	
CyberStep HongKong Limited	本社:香港湾仔区	
CyberStep Brasil, Ltda.	本社:ブラジルサンパウロ州	
CyberStep Philippines Inc.	本社:フィリピンマニラ	
PT. CyberStep Jakarta Games	本社:インドネシアジャカルタ	

(**7**) **使用人の状況**(平成29年5月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事	業	区	分	使	用	人	数	前連結会計年度末 比 の 増 減	
オンライ	ンゲーム・ソ	ノーシャルゲ	ーム事業			25	0名	+28名	
合			計			25	0名	+28名	

- (注) 1. 使用人数が前連結会計年度末と比べて、28名増加しましたのは、主に「オンラインクレーンゲームトレバ」の増員によるものであります。
 - 2. 使用人数は就業員数であります。

② 当社の使用人の状況

1	使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
			2184		+34名			29.4歳					3	.8年	

- (注) 1. 使用人数が前会計年度末と比べて、34名増加しましたのは、主に「オンラインクレーンゲーム トレバ」の増員によるものであります。
 - 2. 使用人数は就業員数であります。
 - 3. 平均年齢及び平均勤続年数は、小数点第1位未満を切り捨てて表示しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成29年5月31日現在)

借				Į)				先	借	入	額
株	尤	会	社	j	7	千	代	銀	行			34百万円
株	式	会	社	Ξ	井	住	友	銀	行			13百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) **株式の状況**(平成29年5月31日現在)

① 発行可能株式総数 8,400,000株

② 発行済株式の総数 4,865,201株

③ 株主数 4,480名

④ 大株主 (上位10名)

株	ŧ			主				名	所	有	株	式	数	持	株	比	率
佐		菔						類			55	4,700)株			11.4	10%
大	和	H	1					豊			39	1,100)株			8.0)3%
株	式	会	社	S	В	Ι	証	券			33	3,300)株			6.8	35%
浅		原	Ę		慎		之	輔			22	2,600)株			4.5	57%
小		JI			雄			介			13	0,000)株			2.6	57%
渡		辽	<u>J</u>					毅			11	9,000)株			2.4	14%
新		沼]		吾			史			8	1,000)株			1.6	56%
日	本	証	券	株	ŧ	式	会	社			7	3,200)株			1.5	50%
松	井	証	券	株	ŧ	式	会	社			6	3,600)株			1.3	30%
丸		2	}		和			徳			6	0,000)株			1.2	23%

(注) 持株比率は自己株式(45株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況(平成29年5月31日現在)

発行	行決議日	平成27年8月5日		平成27年9月	7日	平成28年11月	28日
新	株予約権の数	64	個		5,500個		2,280個
新る	株予約権の目的とな 株式の種類と数	普通株式 6,400 (新株予約権1個につき100株)	株	普通株式 (新株予約権1個につき)	550,000株 100株)	普通株式 (新株予約権1個につき)	228,000株 100株)
新	株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 227	'円	新株予約権1個当たり	743円	新株予約権1個当たり	167円
	株予約権の行使に際 て出資される財産の 額	新株予約権1個当たり 80,500 (1株当たり805円))円	新株予約権1個当たり (1株当たり379円)	37,900円	新株予約権1個当たり (1株当たり367円)	36,700円
権	利行使期間	平成29年8月21日から 平成37年8月20日まで		平成27年10月1 平成29年9月30	日から 日まで	平成30年12月15 平成31年12月14	日から 日まで
行	使の条件	注1		注1		注1	
役員の	取締役 (社外取締役を除く)	目的となる株式数: 6,400	個株人	新株予約権の数: 目的となる株式数: 保有者数:	5,500個 550,000株 2人	新株予約権の数: 目的となる株式数: 保有者数:	2,100個 210,000株 4人
	社外取締役	_		_		_	
保有状況	監査役	_		_		新株予約権の数: 目的となる株式数: 保有者数:	180個 18,000株 3人

発	行決議日	平成28年12月	21日	平成29年3月2	.2日
新	株予約権の数		5,100個		9,400個
	株予約権の目的とな 株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき1	510,000株 00株)	普通株式 (新株予約権1個につき10	940,000株)0株)
新	株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり	596円	新株予約権1個当たり	2,447円
	株予約権の行使に際 て出資される財産の 額	新株予約権1個当たり (1株当たり375円)	37,500円	新株予約権1個当たり (1株当たり1,094円)	109,400円
権	利行使期間	平成29年3月1 平成31年8月31		平成29年8月1 平成31年8月31	
行	使の条件	注1		注1	
役員の保	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数: 目的となる株式数: 保有者数:	5,100個 510,000株 4人	新株予約権の数: 目的となる株式数: 保有者数:	9,400個 940,000株 5人
保有状況	社外取締役	_		_	
状 況	監査役	_		_	

- 注1:権利行使時において当社の取締役、監査役または使用人たる地位にあること。その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
- 注2:上記のうち、平成27年8月5日に発行決議された取締役2名に付与している新株予約権は、取締役 就任前に付与されたものです。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

発	行決議日	平成28年11月	28日	平成28年12月2	1日	
新	株予約権の数		2,485個		500個	
	株予約権の目的とな 株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき1	248,500株 00株)	普通株式 50,000株 (新株予約権1個につき100株)		
新	株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり	167円	新株予約権1個当たり	596円	
	株予約権の行使に際 て出資される財産の	新株予約権1個当たり	36,700円	新株予約権1個当たり	37,500円	
価	額	(1株当たり367円)	/	(1株当たり375円)	, ,	
権	利行使期間	平成30年12月15 平成31年12月14		平成29年3月1日 平成31年8月31日		
行	使の条件	注		注		
使用人等	当社使用人	新株予約権の数: 目的となる株式数: 交付者数:	2,485個 248,500株 129人	新株予約権の数: 目的となる株式数: 交付者数:	500個 50,000株 1人	
への交付状況	子会社の役員及び 使用人	_		_		

_			
ſ	発	行決議日	平成29年3月22日
ſ	新	株予約権の数	600個
		株予約権の目的とな 株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき100株)
	新	株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 2,447円
		株予約権の行使に際 て出資される財産の 額	新株予約権1個当たり (1株当たり1,094円)
	権	利行使期間	平成29年8月1日から 平成31年8月31日まで
	行	使の条件	注
	使用人等	当社使用人	新株予約権の数: 600個 目的となる株式数: 60,000株 交付者数: 1人
	使用人等への交付状況	子会社の役員及び 使用人	_

注 :権利行使時において当社の取締役、監査役または使用人たる地位にあること。その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況(平成29年5月31日現在)

会社	におけ	る地	位	氏			名	担当及び重要な兼職の状況
代表	₹取締	役 社	長	佐	藤		類	
取	締		役	大利	11 田		豊	研究開発グループ プロデューサー
取	締		役	小	Ш	雄	介	新規開発グループ プロデューサー
取	締		役	落	合	重	正	経営管理室担当役員
取	締		役	石	居	優	_	
常	勤監	査	役	大	Щ	弘	樹	
監	査		役	清	水	有	高	
監	査		役	坂	本		衛	

- (注) 1. 監査役清水有高氏、監査役坂本衛氏は社外監査役であります。
 - 2. 当社は、東京証券取引所に対して、監査役清水有高氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区						分	員	数	報	幡	等	の	額
取 (う	ち	社	締外	取	締	役 役)		6名 (-)			24	,700 (-)千円 -)
監 (う	ち	社	查外	監	査	役 役)		4 (3)			4 (2	,200))
合(う	ち	社		外	役	計 員)		10 (3)			28 (2	,900 ,100))))

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 取締役の報酬限度額は、次のとおりであります。
 - (1) 年額 200百万円以内(うち社外取締役分年額30百万円)(平成19年8月24日開催の第7期定時株主総会決議)
 - (2) 年額 15百万円以内(社外取締役を除く)(平成19年8月24日開催の第7期定時株主総会決議) 上記(1) とは別枠で、ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の限度額として承認されております。
 - (3) 年額 60百万円以内(社外取締役を除く)(平成20年8月22日開催の第8期定時株主総会決議) 上記(1) とは別枠で、ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の限度額として承認されております。

3. 監査役の報酬限度額は、次のとおりであります。

年額 40百万円以内(平成19年8月24日開催の第7期定時株主総会決議)

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

- ハ. 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額 該当事項はありません。
- 二. 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限定額は、100万円または同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

③ 社外役員に関する事項

- イ. 当事業年度における主な活動状況
 - ・在籍期間における取締役会及び監査役会への出席状況

						取締役会(32回開催)				監査役会(8回開催)					
						出席 回数	出	席	率	出 席 回	数	出	席	率	
監	査	役	清	水	有	高	11回			34%		8回			100%
監	査	役	坂	本		衛	10回			31%		6回			75%
監	査	役	河	上	吉	康	一回			-%		2回			25%

・取締役会及び監査役会における発言状況

監査役清水有高氏及び監査役坂本衛氏は、主に経営者としての見地から意見を述べるなど、 取締役会及び監査役会の議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

上記の取締役会の開催数のほか、会社法第370条及び当社定款第19条第3項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が8回ありました。

口. 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、事業年度の末日において社外取締役を置いておりませんが、当社事業の特性を踏まえた意思決定を取締役会で行うことを重視しており、社外取締役の選任は行っておりませんでした。もっとも、経営への監督の強化という社外取締役の有効性については、当社もこれを認めており、平成29年8月29日開催の定時株主総会に社外取締役を含む取締役選任議案を上程いたします。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

アスカ監査法人

② 報酬等の額

	アスカ監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益 の合計額	20,000千円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - ③ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
 - ④ 非監査業務の内容 該当事項はありません。
 - ⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

⑥ 責任限定契約の内容の概要 該当事項はありません。

(5) 会社の体制及び方針

当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務 並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社は、「『財務報告に係る内部統制基本方針』」を多年度に亘る継続的取り組みの基本方針と捉え、毎事業年度に見直しを行っております。また、年度末毎に内部監査室において内部統制報告会を開催し、その進捗状況及び内部統制システムの運用上見出された問題点の是正・改善状況並びに必要に応じて講じられた再発防止策への取り組み状況を報告し、運用状況についてモニタリングを行っております。その結果を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

平成28年度におきましては、当社の平成28年10月19日付け「財務報告に係る内部統制の重要な不備の改善状況について」においてお知らせした内部統制の強化のための再発防止策を実施したほか、その後も、内部監査年度計画の策定、内部監査の実施及び報告、規程類の改訂及び周知、内部通報制度の見直し及び周知並びに社内のコンプライアンス研修等を実施してまいりました。

以上のことから、平成28年度における当社の内部統制システムは有効に運用されたものと判断しております。

以下は取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての概要です。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 取締役及び使用人は会社が社会の一員であることを自覚し、社会からの信頼を維持しさらに 高めていくため、法令はもとより、人権を尊重し、関係法令、国際ルール及びその精神を遵守 するとともに、社会的良識をもって、持続可能な社会の創造に貢献するためにサイバーステップ憲章を制定した。この憲章を実効ならしめるため、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢 を内外に明らかにし、原因究明、再発防止に努めるものとする。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行うものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 取締役の職務の執行に係る情報については文書管理規程等に基づき保存・管理するものとす る。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとす る。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門の担当業務に付随するリスクについては、当該部門において個別規程、ガイドライン、マニュアルの整備、研修の実施などを行うものとし、組織横断的リスク状況及び各部門におけるリスク管理の状況の監視並びに全社的対応は、内部監査室が行い、内部監査室は、その結果を社長及び監査役に報告するものとする。また、リスクが顕在化した場合には、経営管理室が中心となり、対応マニュアル等に基づき、迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整えるものとする。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 取締役会は、原則毎月1回開催し、重要事項について意思決定を行う。その意思決定に基づき、必要に応じて常勤取締役と各部門長が具体的な業務遂行の打合せを行い、各部門長は、取締役会の意思決定を着実に遂行する体制とする。
- ⑤ 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 内部監査室は、グループ会社における業務の適正を確保するため、内部監査規程に基づき、 定期的に経営管理状況の把握に努めるとともに、グループ各社において法令違反その他財務及 びコンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、遅滞なく社長及び監査役に報告 するものとする。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する 事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項 現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、監査役の職務の必要に応じて補助使用 人を置く方針とする。補助使用人は、兼任も可能とするが、当該職務を遂行するにあたっては 取締役からの指揮命令は受けないものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制 監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人から、重要事項の報 告を受けるものとする。そのため取締役は、重要な会議開催の日程を、監査役に連絡し必要に 応じて出席を依頼するものとする。

また、次のような緊急事態が発生した場合には、取締役及び使用人は、遅滞なく監査役に報告するものとする。

- i) 当社の業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財務上の諸問題
- ii) その他当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、取締役及び部門長から、上記のとおり、重要事項について、常に報告を受け、また調査を必要とする場合には内部監査室に要請して、監査が効率的に行われる体制とする。また、常勤監査役と非常勤監査役の3名は3ヶ月に1回以上監査役会を開催し、重要事項について協議するほか、必要に応じて会計監査人との面談をもち、特に財務上の問題点につき協議する。このような体制で、監査役監査がより実効的に行われることを確保する。

(6) 会社の支配に関する基本方針

(イ) 基本方針の内容

当社は上場会社である以上、当社株式の取引は株主の皆様のご判断に委ねるのが原則であり、 当社に対する大規模買付行為がなされた場合にこれに応ずるか否かの判断についても、最終的 には株主の皆様の自由意思に委ねられるべきであると考えます。

しかしながら、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。大規模買付行為の中には、①その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、④買付者の提案した条件よりもさらに有利な条件を株主にもたらすために、対象会社による買付者との交渉を必要とするもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。

© 当該株式会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する 特別な取組み

当社では、多数の株主の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の取組みを実施しております。

これらの取組みは、上記(イ)の会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

① 企業価値向上への取組み

当社は、Network, Entertainment, Communicationを融合した新しい娯楽を創造することを目指しております。各国の状況に応じたローカライズを行い、各国のユーザーにより楽しんでいただけるオンラインゲーム・ソーシャルゲームを提供していくことが重要であると考えております。

当社の強みであるネットワーク技術を活かしたオンラインゲーム・ソーシャルゲーム開発力をより高めながら、自社運営サービスの提供を通じたユーザーに楽しんでいただくための創意工夫等を日々の業務の中で積み上げていくことでユーザーの支持を獲得し、業績を向上させ、企業価値を高めていくことが株主様をはじめとしたステークホルダーへの義務である

と考えております。

企業が持続的に成長し、企業価値を高めていくためには、「収益性」「成長性」「安定性」の3つの要素をバランスよく追求することが大切でありますが、当社は未だ小規模のベンチャー企業でありますので、当面は経営の安定性を確保しながらも企業規模を拡大成長させていくことが重要であると考えております。

そのための方策として、すでに進出済みの韓国、中国、台湾、香港、タイ、インドネシア、シンガポール、マレーシア、フィリピン、ベトナム、ブラジル、オランダ等以外の国々へ、当社グループ及び当社グループのオンラインゲーム・ソーシャルゲームの認知度を高めるべく自社運営サービス及びライセンス供与を進めること、各国の運営会社との連携を緊密にしながらサービスタイトルがヒットするよう努めること、当社グループの強みである開発力を活かしオンラインゲーム・ソーシャルゲーム及び関連製品の開発を今後も継続していくこと、を着実に実行してまいります。

② コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の健全性、透明性を向上させ、企業価値を高めることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としております。また、株主を含めた全てのステークホルダーからの信頼に応えられる企業であるために、適切な情報開示を行うなどの施策を講じ、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを経営課題として位置づけております。

当社の企業価値の継続的増大を目的に、コーポレート・ガバナンスを強化し、経営の健全性の向上に努めてまいります。

- i) 取締役及び使用人は会社が社会の一員であることを自覚し、社会からの信頼を維持しさらに高めていくため、法令はもとより、人権を尊重し、関係法令、国際ルール及びその精神を遵守するとともに、社会的良識をもって、持続可能な社会の創造に貢献するためにサイバーステップ憲章を制定しております。この憲章を実効ならしめるため、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を内外に明らかにし、原因究明、再発防止に努めるものとしております。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行うものとしております。
- ii) 当社は、監査役会設置会社であります。取締役会は原則として1ヶ月に1回開催(監査役も毎回出席)し、取締役会規程に定められた付議事項について積極的な議論を行っております。また、監査役は、2名を社外監査役とし、監査の透明性、公平性を確保しております。

連結貸借対照表

(平成29年5月31日現在)

(単位:千円)

資 産 <i>0</i>	部	負 債 の	部
流 動 資 産	1,370,176	流 動 負 債	403,333
現 金 及 び 預 金	951,752	買掛金	1,242
売 掛 金	225,556	1年内返済予定の長期借入金	21,348
商品	485	未 払 金	181,803
貯 蔵 品	100,326	未 払 費 用	84,307
未収還付法人税等	10,808	未 払 法 人 税 等	45,191
繰 延 税 金 資 産	32,651	預 り 金	33,910
そ の 他	55,975	そ の 他	35,529
貸 倒 引 当 金	△7,380	固 定 負 債	32,344
固 定 資 産	347,772	長期借入金	27,059
有 形 固 定 資 産	109,822	退職給付に係る負債	5,285
建物	26,999	負 債 合 計	435,677
工具器具備品	72,167	純 資 産 <i>0</i> .	部 C
車両運搬具	0	株 主 資 本	1,183,712
建設仮勘定	10,654	資 本 金	1,018,662
無形固定資産	142,464	資 本 剰 余 金	83,452
ソフトウェア	313	利 益 剰 余 金	81,626
ソフトウェア仮勘定	142,151	自 己 株 式	△28
投資その他の資産	95,485	その他の包括利益累計額	15,790
投 資 有 価 証 券	11,978	為 替 換 算 調 整 勘 定	15,790
保 証 金	83,420	新 株 予 約 権	82,768
そ の 他	86	純 資 産 合 計	1,282,271
資 産 合 計	1,717,949	負 債 純 資 産 合 計	1,717,949

連結損益計算書

(平成28年6月1日から) 平成29年5月31日まで)

(単位:千円)

		科			目		金	額
売			上		高			3,093,093
売		上	原	Ę	価			635,445
	売	上	糸	£	利	益		2,457,647
販	売	費及	び — 船	设管理	費			2,085,354
	営		業	利		益		372,293
営		業	外	収	益			
	受		取	利		息	317	
	貸	倒	引 当	金原	灵 入	額	9,281	
	そ		0)		他	9,847	19,446
営		業	外	費	用			
	支		払	利		息	1,667	
	新	株	予 約	権	そ 行	費	3,152	
	外	国	Ŋ	原	泉	税	10,777	
	為		替	差		損	6,994	
	そ		0)		他	4,081	26,673
	経		常	利		益		365,066
特		別	禾	IJ	益			
	新	株	予 約	権	灵 入	益	4,214	4,214
特		別	損	Į	失			
	固	定	資	全 除	却	損	4,492	
	関	係 会	社 柞	朱 式	評 価	損	18,996	
	特	別	調	査	費	用	15,300	38,788
移	á á	会 等 訴	副 整 前	当 期	純 利	益		330,491
沒	き 人	、税、	住 民	税及で	び事業	税	78,105	
沒		人	税 等		整	額	△32,651	45,454
뇔	á	期	純		利	益		285,038
親	1 会	社 株 主	に帰属	する当	期 純 利	」益		285,038

連結株主資本等変動計算書

(平成28年6月1日から) 平成29年5月31日まで)

(単位:千円)

		株	主 資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	999,188	987,299	△1,126,733	△27	859,727
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	_	_	285,038	_	285,038
新株の発行(新株予約 権 の 行 使)	19,474	19,474	_	_	38,948
自己株式の取得	_	_	_	△1	△1
欠 損 填 補	_	△923,320	923,320	_	_
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額(純額)	_	_	_	_	_
連結会計年度中の変動額合計	19,474	△903,846	1,208,359	△1	323,985
当 期 末 残 高	1,018,662	83,452	81,626	△28	1,183,712

	その他の包ま	舌利益累計額	☆□ ↓ /+:	純 資 産
	為 替 換 算調 整 勘 定	その他の包括利益 累 計 額 合 計	新	純 資 産計
当 期 首 残 高	13,088	13,088	24,801	897,616
連結会計年度中の変動額				
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	_	_	_	285,038
新株の発行(新株予約 権 の 行 使)	_	_	_	38,948
自己株式の取得	_	_	_	△1
欠 損 填 補	_	_	_	_
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額 (純額)	2,702	2,702	57,967	60,669
連結会計年度中の変動額合計	2,702	2,702	57,967	384,654
当 期 末 残 高	15,790	15,790	82,768	1,282,271

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

・連結子会社の数 7 社

・連結子会社の名称 CyberStep Communications,Inc.

CyberStep Entertainment,Inc.

CyberStep Games B.V.

CyberStep HongKong Limited

CyberStep Brasil, Ltda. CyberStep Philippines Inc. PT. CyberStep Jakarta Games

従来連結子会社であった、バハムト株式会社は当連結会計年度において清算完了しております。

② 非連結子会社の数及び非連結子会社の名称

・非連結子会社の数 2社

・非連結子会社の名称 CyberStep (Shanghai), Inc.

Cyberstep Turkey Bilgisayar Oyunları Limited Şirketi

・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金等(持分に見合う額)はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

- (2) 持分法の適用に関する事項
 - ・持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称

非連結子会社 CyberStep (Shanghai), Inc.

Cyberstep Turkey Bilgisayar Oyunları Limited Şirketi

関連会社 QUOLIO株式会社

・持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社はいずれも小規模であり、当期純損益(持分に見合う額)及び利益 剰余金等(持分に見合う額)はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法を適 用しておりません。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、CyberStep Entertainment,Inc.の決算日は3月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

- (4) 会計方針に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ. 有価証券
 - ・その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

口. たな卸資産

商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価

切下げの方法により算定)を採用しております。

• 貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの 方法により算定)を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

当社は定率法、在外連結子会社は定額法によっております。(ただし、

(リース資産を除く)

当社は平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。)なお、当社の少額減価償却資産(取得価額が10万円以上20万円未満の資産)については、3年間均等償却を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物

8年~18年

工具器具備品 3年~10年

車両運搬具 3年

口. 無形固定資産

・自社利用のソフトウエア 社内における利用可能期間 (5年以内) に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

一部の海外連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都 合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

・消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(5) 表示方法の変更

前連結会計年度において、流動資産の「その他」に含めておりました「未収還付法人税等」は、当連結会計年度より「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2017年3月16日)に基づき、独立掲記することといたしました。

前連結会計年度において、「法人税、住民税及び事業税」に含めておりました「外国源泉税」は、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2017年3月16日)の公表により取扱いが明確化された事により、当連結会計年度より「営業外費用」に表示することといたしました。

(6) 追加情報

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

141.486千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普涌株式

4.865.201株

(2) 当連結会計年度末における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 (新株予約権の数)

1,214,700株(12,147個)

4. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、原則として、資金運用については短期的な預金等による方針です。デリバティブはリスクを回避するために利用する可能性がありますが、投機的な取引は行わない方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関して、当社は経理規程及び職務権限規程に従い、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。連結子会社においても当社に準じて、同様の管理を行っております。

海外向けの売上によって発生する外貨建の営業債権は為替の変動リスクに晒されておりますが、主要な取引先とは円建取引契約を行うことで為替リスクの低減を図っております。

営業債務である未払費用は全て3ヶ月以内の支払期日となっております。営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクに晒されますが、当社は、各部署からの報告に基づき経営管理室が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社の流動性リスクにつきましても当社経営管理室において管理しております。

借入金は主として運転資金に係る資金調達を目的としたものであります。このうち一部は金利の変動リスクに晒されておりますが、当社経営管理室において金利動向をモニタリングし、ヘッジ手段の検討を含めた管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年5月31日(当連結会計年度の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

				(11=47
		連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現:	金及び預金	951,752	951,752	_
(2) 売	掛金	225,556	225,556	_
(3) 未	収還付法人税等	10,808	10,808	_
資	産計	1,188,117	1,188,117	_
(1) 買	掛金	1,242	1,242	_
(2) 未	払金	181,803	181,803	_
(3) 未	払費用	84,307	84,307	_
(4) 未	払法人税等	45,191	45,191	_
(5) 預	り金	33,910	33,910	_
(6) 長期	期借入金(1年内返済予定の長借入金含む)	48,407	48,680	273
負	債計	394,862	395,136	273

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金、並びに(3)未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

- (1)買掛金、 (2)未払金、 (3)未払費用、 (4)未払法人税等、 (5)預り金 これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (6)長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

これは元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を算定することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非連結子会社株式及び関連会社株式	11,978
保証金	83,420

投資有価証券(非連結子会社株式及び関連会社株式)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

また、保証金については、市場価格がなく、かつ、退去年月が未定であり、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

246円55銭

(2) 1株当たり当期純利益

59円80銭

貸借対照表

(平成29年5月31日現在)

(単位:千円)

資 産 <i>の</i>	部	負 債 の	部
流 動 資 産	1,166,291	流 動 負 債	368,266
現金及び預金	722,939	買 掛 金	1,242
売 掛 金	295,218	1年内返済予定の長期借入金	21,348
商品	485	未 払 金	188,736
貯 蔵 品	100,326	未 払 費 用	77,936
前 払 費 用	16,828	未払法人税等	30,618
立 替 金	65,793	前 受 金	26,393
そ の 他	19,699	預り金	17,410
貸 倒 引 当 金	△54,999	そ の 他	4, 581
固 定 資 産	357,762	固定負債	27,059
有 形 固 定 資 産	108,477	長期借入金	27,059
建物	26,003	負 債 合 計	395,325
工具器具備品	71,819	純 資 産	の部
車 両 運 搬 具	0	株 主 資 本	1,045,960
建設仮勘定	10,654	資 本 金	1,018,662
無形固定資産	142,151	資本剰余金	83,452
ソフトウェア仮勘定	142,151	資 本 準 備 金	83,452
投資その他の資産	107,134	利益剰余金	△56,126
関係会社株式	29,639	その他利益剰余金	△56,126
関係会社長期貸付金	134,545	繰越利益剰余金	△56,126
長期前払費用	67	自 己 株 式	△28
保 証 金	77,427	新 株 予 約 権	82,768
貸 倒 引 当 金	△134,545	純 資 産 合 計	1,128,728
資 産 合 計	1,524,054	負 債 純 資 産 合 計	1,524,054

損益計算書

(平成28年6月1日から) 平成29年5月31日まで)

(単位:千円)

		科					目		金	額
売			-	上			高			2,590,159
売		_	Ŀ		原		価			596,173
	売		上		総	利	J	益		1,993,985
販	売	費	及び	_	般 管	理	費			1,730,519
	営		第	Ě		利		益		263,465
営		業		外	収		益			
	受		耳	Ĭ		利		息	1,359	
	為		桂	寿		差		益	903	
	経		営		指	连	Ē	料	11,710	
	そ				の			他	7,711	21,684
営		業		外	費		用			
	支		拉	4		利		息	1,667	
	新	株	予	約	権	発	行	費	3,152	
	外		国		源	泉	Į	税	10,777	
	貸	倒	引	当	金	繰	入	額	47,661	
	貸		侄	到		損		失	494	
	そ				\mathcal{O}			他	4,887	68,640
	経		常	Ŕ		利		益		216,510
特		5	别		利		益			
	新	株	予	約	権	戻	入	益	4,214	4,214
特		5	别		損		失			
	固	定	貨	× =	産	除	却	損	1,641	
	関	係	会	社	株	式 評	严 価	損	51,529	
	特	另		調	虿	<u></u>	費	用	15,300	68,470
利	Ħ.	引	前	当	期	純	利	益		152,253
污	き ノ	税	、信	主民	税	及び	事 業	税	20,510	20,510
빌	á_		期	ži i	纯	利		益		131,742

株主資本等変動計算書

(平成28年6月1日から) 平成29年5月31日まで)

(単位:千円)

		株	主 資	本	
		資本剰余金	利益剰余金		
	資 本 金	資本準備金	その他利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
		貝 本 芋 浦 並	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	999,188	987,299	△1,111,189	△27	875,271
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益	_	_	131,742		131,742
新株の発行(新株予約 権 の 行 使)	19,474	19,474	_	_	38,948
自己株式の取得	_	_	_	△1	△1
欠 損 填 補	_	△923,320	923,320	_	_
株主資本以外の当期 変動額(純額)	_	_	_	_	_
事業年度中の変動額合計	19,474	△903,846	1,055,063	△1	170,689
当 期 末 残 高	1,018,662	83,452	△56,126	△28	1,045,960

					評	価			換	算	差	<u>.</u>	額	等										
					そ券	の代評値	<u>h</u> ;	有 促差 額	証金	評差	価額	· 等	換合	算計	新	株	予	約	権	純	資	産	合	計
当	期	首	残	高					_					_				24,8	301			91	00,0	072
当	期	変	動	額																				
当	期	純	利	益					_					_					-			1.	31,7	742
新権	株の§ の	発行(行	新株子	予約)					_					_					_				38,9	948
自	己杉	朱式	の取	得					_					_					-					△1
欠	拍		填	補					_					_					_					-
		本以來額(外の当 純 額						_					_				57,9	967				57,9	967
事業	年度中	中の変	動額	合計					_					_				57,9	967			2	28,6	656
当	期	末	残	高					-					_				82,7	768			1,1	28,7	728

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

・その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価 切下げの方法により算定)を採用しております。

• 貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの 方法により算定)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法(ただし、当社は平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法)によっております。なお、少額減価償却資産(取得価額が10万円以上20万円未満の資産)については、3年間均等償却を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物

8年~18年

工具器具備品 3年~10年

3 4 104

車両運搬具 3年

② 無形固定資産

・自社利用のソフトウエア

社内における利用可能期間 (5年以内) に基づく定額法を採用しております。

- (3) 引当金の計上基準
 - ・貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - ・ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

(5) 追加情報

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日) を当事業年度から適用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

前事業年度において、「法人税、住民税及び事業税」に含めておりました「外国源泉税」は、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2017年3月16日)の公表により取扱いが明確化された事により、当事業年度より「営業外費用」に表示することといたしました。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 107,120千円

(2) 区分表示していない関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 186,539千円

短期金銭債務 14,076千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 克上高 757,649千円

② 営業取引以外の取引高 12,833千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 普通株式

45株

6. 税効果会計に関する注記

成別未云計に関する注記	
繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産 (流動)	(千円)
貸倒引当金	16,860
未払事業税	3,444
貯蔵品	2,635
貸倒損失	1,218
その他	3,374
繰延税金資産(流動)小計	27,534
評価性引当額	△27,534
合計	
繰延税金資産 (固定)	(千円)
繰越欠損金	217,527
減損損失	105,667
関係会社株式評価損	30,412
貸倒引当金	41,197
仮払外国税	12,815
出資金	3,521
ソフトウェア	2,180
その他	885
繰延税金資産 (固定) 小計	414,207
評価性引当額	<u></u> △414,207
合計	

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

種	類	会社等の名称又は氏の	名	関連	当事	事者と	上の間	関係	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	取引の内容	取引金額 (千 円)	科	目	期末残高 (千 円)
										債務被保証 (注1)	48,407	-	-	_
役員7 主要相	及び 朱主	佐藤	類	当社代表取締役社長		11.4	債権保証の 解 除	250,000	-	_	_			
								担保提供の除	300,063	-	_	_		
役	員	大和田	豊	当	社	取	締	役	8.0	新株予約権 行 使	37,700	-	_	_

(2) 子会社及び関連会社

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高(千円)
			ロイヤリティ	資金の回収 (注2)	75,850	関係会社長期貸付金	_
	CyberStep Communications, Inc.	所有 直接 100.0%	売上 業務受託 資金援助	ロイヤリテ ィの受取 (注6)	481,103	 # A	120.070
			役員の兼任	業務受託料 の受取 (注7)	276,546	売掛金	120,878
	CyberStep Entertainment,	所有	資金援助 役員の兼任 資金援助 役員の兼任	資金の貸付 (注2)	_	関係会社 長期貸付金 (注4)	79,040
子 会 社	Inc.	直接 100.0%		経費の立替	20,944	立 替 金 (注5)	28,390
	CyberStep Games	所有 直接 100.0%		資金の貸付 (注2)	_	関係会社 長期貸付金 (注4)	30,975
	B.V.	直接 100.0%		経費の立替	_	立 替 金 (注5)	18,400
	CyberStep HongKong Limited	所有 直接 100.0%	資金援助 役員の兼任	経営指導(注3)	11,710	_	_
	CyberStep Philippines Inc.	所有 直接 100.0%	資金援助 役員の兼任	資金の貸付 (注2)	6,690	関係会社 長期貸付金 (注4)	24,530

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 取引銀行からの長期借入金について債務保証を受けているものであり、保証料の支払は行っておりません。
- (注2) 資金の貸付については、市場金利を考慮して決定しております。
- (注3)経営指導料については、業績の内容を勘案して決定しております。

- (注4)子会社への貸付金に対し、134,545千円の貸倒引当金を計上し、当事業年度において29,165千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
- (注5)子会社への立替金に対し、46,790千円の貸倒引当金を計上し、当事業年度において27,023千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
- (注6) ロイヤリティの受取は、ライセンス許諾契約に基づき、一般の取引条件と同様に決定しております。
- (注7)業務受託料の受取は、業務受託契約に基づき、一般の取引条件と同様に決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

214円99銭

(2) 1株当たり当期純利益

27円64銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年7月28日

サイバーステップ株式会社 取締役会 御中

アスカ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 田 中 大 丸 印 指 定 社 員 公認会計士 石 渡 裕一朗 印 業務執行社員 公認会計士 石 渡 裕一朗 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サイバーステップ株式会社の平成28年6月1日から平成29年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サイバーステップ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成29年7月28日

サイバーステップ株式会社 取締役会 御中

アスカ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 田 中 大 丸 印 指 定 社 員 公認会計士 石 渡 裕一朗 印 業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サイバーステップ株式会社の平成28年6月1日から平成29年5月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が 実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重 要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意 見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手 続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。ま た、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も 含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年6月1日から平成29年5月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
 - 五 事業報告に記載されている親会社等との利益相反取引について、当該取引をするに当たり当社の利益 を害さないように留意した事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年8月2日

サイバーステップ株式会社 監査役会

常勤監査役 大 山 弘 樹 印

監 査 役 清 水 有 高 即

監 査 役 坂 本 衛 印

(注)上記監査役、清水有高、坂本衛は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外 監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の将来の機動的な資本政策を遂行可能とするために、発行可能株式総数を増加することを目的として、現行定款第6条(発行可能株式総数)について、発行可能株式総数を現行の8,400,000株から19,400,000株に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

	() () () () () () () () () ()
現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当会社の発行可能株式総数は、8,400,000株と	第6条 当会社の発行可能株式総数は、19,400,000株
する。	とする。

第2号議案 取締役1名選任の件

経営基盤の強化を図るため1名を増員し、取締役1名の選任をお願いするものであります。 取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
さわ あきと 澤 昭 人 (昭和38年10月18日生)	平成元年10月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所 平成5年8月 公認会計士開業 平成11年11月 株式会社シムビジネスコンサルティング代表取締役(現任) 平成14年12月 税理士開業 平成20年1月 澤・紅林公認会計士事務所代表(現任) 平成27年6月 株式会社マネーパートナーズ社外取締役(監査等委員)(現任)	一株
	社外取締役選任理由 公認会計士及び税理士としての豊富な経験・実績・見識を有しており、当社のコーポレート・ガバナンスの強化を図るための有用な助言や提言をいただけるものと期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うのに適任であると判断したことから社外取締役候補者といたしました。	

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 澤昭人氏は、新任の社外取締役候補者であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役清水有高氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社の株式数
くればやし まさみつ 紅 林 優 光 (昭和40年 7 月11日生)	平成元年10月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)入社 平成5年3月 公認会計士登録 平成7年7月 太田昭和アーンストアンドヤング株式会社(現EY税理士法人)入社 平成11年10月 紅林公認会計士事務所代表(現任) 平成11年12月 税理士登録 平成13年2月 株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント監査役(現任) 平成29年6月 株式会社アドバンテッジリスクマネジメント補欠監査役(現任) 社外監査役選任理由 公認会計士及び税理士としての豊富な経験・実績・見識を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行を監査できると判断し社外監査役候補者といたしました。	一株

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 紅林優光氏は、新任の社外監査役候補者であります。

以上

メ	ŧ	

.....

株主総会会場ご案内図

東京都新宿区新宿三丁目32番10号 T&Tビル4F TEL 03-3354-2614



(交通のご案内)

- ・ JR 新宿駅東南口 中央東口 徒歩3分 ・東京メトロ副都心線 新宿三丁目駅 (Al・E9) ・東京メトロ丸ノ内線 新宿三丁目駅 (Al・E9) 徒歩1分

「COOL BIZ」スタイルでの株主総会開催について

当社は省エネルギー及び節電への取り組みとして、第17期定時株主総会を、当社の役 員及び係員がノー・ネクタイの「COOL BIZ」スタイルにて開催させていただく予定 です。

なにとぞ、趣旨をご理解いただき、ご了承くださいますようお願い申しあげます。

